

令和4年8月18日

立川市議会

議長 木原 宏 様

立川市議会政治倫理審査会

会長 山本 哲子

立川市議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和4年5月11日付で審査の付託を受けた件について、立川市議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

## 立川市議会政治倫理審査会審査結果報告書

### 1 調査請求内容

#### (1) 調査請求日

令和4年5月9日

#### (2) 調査請求者

永元 須摩子、浅川 修一、中町 聡、若木 早苗 佐藤 寿宏、松本 マキ、  
大石 富巳夫、須崎 八朗、稲橋 ゆみ子、山本 洋輔、久保田 学

#### (3) 調査対象議員

中山 ひと美

#### (4) 調査請求の対象となる事由の該当事項及び内容

ア 特定の市民（以下、「A氏」という。）から、中山議員及びその家族が海外の不動産を譲渡されていること、海外にあるA氏と中山議員の共同口座にA氏から多額の振り込みがあること、及び、贈与税の不納付の疑いがあり、立川市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」または「本条例」という。）第3条第2号に違反していると思われる。

イ A氏との不倫関係を継続していることが、条例第3条第1号に違反していると考えられる。

### 2 審査付託

以下のとおり、立川市議会政治倫理審査会（以下、「審査会」または「本審査会」という。委員名簿は別表のとおり。）に付託された。

#### (1) 付託日

令和4年5月11日

#### (2) 付託された調査対象議員

中山ひと美議員

#### (3) 付託された調査請求の内容

条例第3条の第1号及び第2号に対する違反

### 3 審査結果

#### (1) 審査の適否について（条例第7条1項前段）

審査に適すると判断した。

#### (2) 条例違反の有無について（条例第7条1項後段）

ア 調査対象となった行為について

（ア）高額の金品の授受と贈与税の不納付

中山ひと美氏は市議会議員になった後、立川商工会議所の最高実力者の一

人であるA氏と知りあい懇意になり、同商工会議所及び立川駅北口駅前地区まちづくり協議会の要請を受け、サンサンロードのエスカレーター設置のために議会で精力的に質問を繰り返すなど粘り強く活動し、令和4年3月エスカレーター設置実現の運びとなった。

一方で、中山議員はこれらの議員活動と並行し、A氏より約8,000万円相当の高額なハワイのマンション(家族への贈与も含む)、それに伴う多額の現金、マンションの管理費、洗濯機や贈答品、駐車場代やガソリン代など、多くの金品の授受、利益供与を受けてきた。中山議員は、それらは一人暮らしのA氏のお世話をした謝礼として受け取ったものであると述べるが、謝礼としてはあまりにも高額であり、また、納得のいく説明は得られなかった。

さらに、マンション及びそれに伴う現金以外の贈与については、贈与税の申告・納付がなされていなかった。

#### (イ) A氏との不倫関係

中山議員がA氏と不倫関係にあり、それを継続しているかについては、疑いは残るものの、本審査会に出された資料及び、中山議員、A氏の事情聴取からは明確な事実関係が認められなかった。

なお、議会活動と全く関係のない私人としての行動に関する問題は地方議会の自律権の範囲外と見るべきことを示した判例に照らし、本審査会が不倫関係について判断することは慎重であるべきであるが、本件は議員活動と切り離せず、また、各種金品の授受と一体となった行為であることから、これを審査・判断したものである。

#### イ 政治倫理条例の目的、趣旨

(ア) 本条例は、平成15年10月に発覚した水道工事にからむ不正入札事件を機に、再発防止に向け、市民の信頼回復のために議員の倫理の確立を最優先に取り組むべきものであるとして、同16年6月18日に制定されたものである(立川市議会Webサイトより)。

(イ) 本条例の目的は、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため立川市議会議員が市民全体の代表として政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理の向上に努めもって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」である(第1条)。そのため議員は、「市民全体の代表として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない」(第2条1項)「議員は、その地位による影響力を不正に行使して、特定の個人や自己の利益を図ってはならない」(第2条2項)と定めている。

(ウ) 政治倫理とは、単なる道徳ではなく、市民全体の代表者として公平・公

正に行動するために政治に携わる者がもつべき職業倫理ないし責任論であり、政治を行うにあたっての行動規範である。

#### ウ 本条例の定める政治倫理基準

本条例は、第3条で具体的な政治倫理基準を定め、1号に原則規定をおき、第2号以下では、具体的な行為類型を例示列挙している。

本審査請求にあたっては、第1号及び第2号違反の疑いが指摘された（「審査付託書」）。各条項は以下のとおりである。

第1号 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと

第2号 市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと

#### エ 条例違反の有無

##### (ア) 第3条第1号違反の有無

a 上記したような本条例が制定された経緯、第1条の目的規定、さらには、近年一層高まる市民の政治不信の裏返しとして公職者への高い倫理性への期待をあわせ判断すれば、議員は市民の代表として市民の信頼に値する高潔な人格をめざし、政治不信を招くような公私混同を絶ち、仮にも市民の非難を受けないよう政治倫理の向上に努めることが求められている。それによって職務の公正さや職務執行の正当性を強め、議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保するものであると考えられている。

そうであれば、第3条1号に規定された「品位と名誉」は高い倫理性を意味し、それに反する「品位と名誉を損なう行為」は必ずや不正疑惑行為につながるというこれまでの経験に照らし、これらの行為を一切禁止したものである。それほどまでに品位と名誉を損なう行為は、議員にとってしてならないことである。そしてそれは、品位と名誉を損なう度合いが大きければ大きいほど、それに比例して不正の疑惑が強まることをも意味する。

b 本件において、A氏は立川商工会議所の最高実力者の一人であり、また中山議員の選挙における強力な支援者の一人であった。サンサンロードのエスカレーター設置事業をみれば、A氏は市への高額寄附も含め経済界から後押しし、中山議員は市議会で質問権を行使し、いわば二人三脚で取り組んできたものである。中山議員は、この政治活動の重要なパートナーであるA氏より、高額な金品の贈与を受けた。さらには不倫をも疑わせる親しい関係にあった。

このような相手方から、高額な金品を受け取る行為及び不倫を疑わせ

る程の関係性を持つことは、公私混同であり、贈与税の不納付という遵法意識の欠如も加わって「品位と名誉を損なう行為」であり、その度合いが高いことから「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」にあたり、第3条1号に違反すると判断した。

- c この点、中山議員の行為が「職務に関し」不正の疑惑をもたれるおそれがあるとはいえないのではないかとの意見もあった。

しかし、ここにいう「職務に関し」とは、例えばエスカレーター設置事業のような具体的な事業との関連性だけをさすものではない。市議会は条例の制定や予算の決定等住民生活全般にわたって政策決定を行うが、議員はそこで発言、表決、調査等を行うのはもちろん、日頃から市民の要望をすくいあげ政策に結びつける等の地道な活動を展開する。

中山議員の上記行為は、特定の事業との関連性までは判然としなかったものの、品位と名誉を損なう度合いが大きく、日常行われる一連の議員としての職務に関し、特定の個人や自己の利益を図るなど職務の公正さが疑われるおそれがある行為であったと判断した。

(イ) 第3条第2号違反の有無

高額の金品に授受に関しては条例第3条2号に違反するとの意見もあったが、A氏から中山議員への高額な金品授受が「地位の利用」をしたものとは認められなかった。

オ 中山議員に求めるもの

審査会が中山議員に対して求めることは、本報告書で示した条例違反の行為について真摯に反省し、今後A氏との疑惑を持たれる関係を改め、また、金品の授受をせず、議員としての本来の職責を果たしていただくことである。公職者として贈与税の納付等法令の遵守も当然のことである。

(3) 必要と認める措置の勧告（条例第7条5項後段）

本審査会は、条例第7条5項に基づき、必要と認める措置として、中山議員に対し「文書による嚴重注意」をなすことを勧告する。

中山議員のなした行為は、本条例に明確に違反し、市民の疑惑を招き、立川市議会への市民の信頼を大きく揺るがすものである。そのため措置の内容については、「議員辞職勧告」を求めるべきだとの意見も少なからずあった。しかし、本審査会で調査対象となり多くの市民からその行動が注視されてきたことやマスコミ報道等によりすでに一定の社会的制裁を受けていること、他方で、審査会開会中でありながら先の立川市議会議員選挙において当選し、中山議員の議員活動に期待を寄せる声もあること等を考慮した結果である。

同議員が審査会の報告書を真摯に受け止め、これを機に議員活動のあり方を根本から見直し、自ら率先して市議会への信頼回復に努められることに期待し、上記の措置を決定したものである。

#### 4 審査の経過

##### (1) 第1回審査会（令和4年5月27日）

- ・会議の公開・非公開について協議し、個人情報が含まれていることから非公開とすべきとの意見もあったが、原則どおり公開すべきとの意見が多数だったことから、公開することに決定した。
- ・調査請求に必要な形式的な要件は満たしていることを確認した。
- ・調査請求内容を確認し、今後の審査の進め方を協議した。調査請求者からの資料のみでは不明な点もあるため、調査請求者に追加資料の提出を求めたうえ、第2回審査会に出席及び説明を求めることにした。また、第3回審査会では中山議員本人に弁明の機会を設けるとともに本人から説明を求めることに決定した。

##### (2) 第2回審査会（令和4年6月29日）

- ・A氏の親族でもあり、調査請求者に資料を提供して調査を求めた請願者（以下「B氏」という。）から、傍聴者からは顔が見えない状態で、審査会に出席して説明したいとの申し出があったため、これを行うか諮り、B氏への説明及び質問を行うことに決定した。
- ・調査請求者への聞き取りを行った。
- ・B氏から、A氏と中山議員との関係性や贈与について白状したという会話記録を、その場の非公開資料として委員へ配布したいとの申し出があり、許可された。資料配布ののち、B氏からの説明を受けるとともに聞き取りを行った。
- ・中山議員への聞き取りに際して代理人を認めるか否かで意見が分かれたが、あくまでも本人が発言して、代理人は同席は認めるがサポート役に徹してもらうことをあらためて中山議員へ書面で要請することに決定した。
- ・A氏に対しても質問を実施すべきとの意見があり、意見が一致したため、次回審査会への出席依頼を行うことに決定した。
- ・政治倫理条例の解釈について意見交換を予定していたが、反対意見があり、今回の審査会においては、条例制定時の経緯について説明した資料を議会事務局から各委員へ送ることのみとした。

##### (3) 第3回審査会（令和4年7月22日）

- ・B氏から前回も配布した、A氏と中山議員との関係性や贈与について白状したと

いう会話記録及びA氏の通帳の写しを、今回の会議中のみ配布したいとの申し出があり、これが許可された。

- ・中山議員による意見の開陳がなされ、その後同議員への聞き取りを行った。
- ・A氏から会議非公開の申し出があり、委員へ諮り、出席委員の3分の2以上の同意により、非公開の場でA氏への聞き取りを行った。その際A氏に補佐人が付くことを認めた。

#### (4) 第4回審査会（令和4年8月1日）

- ・新型コロナ感染により関係者が集まれなかったため、第3回審査会が9日間延期されたことを受け、議長決定により、報告書の提出期限が8月9日から8月18日まで延長されたことの報告がなされた。
- ・採決方法について、会長は議決権を行使せず、可否同数の場合のみ行使することを確認した。
- ・調査請求の適否について委員に諮り、全員一致で審査に適するものとした。
- ・以下の4つの論点について、それぞれ事実の認定を行った。
  - 1) 議員の地位利用による金品の授受
  - 2) 贈与税等の納付に関する疑念
  - 3) 不倫関係により、議員の品位と名誉を損なっていること
  - 4) 地位の不正な行使によってエスカレーターを設置させた疑い
- ・条例違反の存否について各委員が意見を述べた。条例第3条第1号については、概ね該当するのではないかとの意見であり、条例第3条第2号については、条文の前段の部分をもって該当するとの意見もあったが、「地位を利用して」という部分は認定が難しいため、該当しないとの意見が多数だった。

#### (5) 第5回審査会（令和4年8月5日）

- ・前回議論が尽くされなかった条例違反の存否について再度各委員が意見を述べた。採決の結果、条例第3条第1号については、賛成多数で違反すると認定し、条例第3条第2号については、反対多数で違反しないと認定した。
- ・中山議員に対する措置を勧告するか否かについては、採決の結果、賛成多数で勧告することと決定した。
- ・勧告の内容については、議員の辞職を求める意見と今後反省する期待等から文書による厳重注意を求める意見に分かれ、採決の結果、辞職勧告については、反対多数で否決され、文書による厳重注意については、賛成多数で勧告することが可決された。
- ・報告書に記載する内容について各委員が意見を述べ、概ねの内容を決定したうえで、字句修正については、会長及び副会長に一任することとした。

別表

## 立川市議会政治倫理審査会委員名簿

令和4年5月25日付

	氏名	選出団体(区分)	任期	備考
1	かみ じょう しょう いち 上 條 彰 一	市議会議員	R2.8.20 ~R4.8.19	
2	とう やま た ろう 頭 山 太 郎	市議会議員	R4.5.25 ~R4.8.19	
3	やま もと 山 本 みちよ	市議会議員	R2.8.20 ~R4.8.19	
4	わたなべ ちゅうじ わたなべ 忠司	市議会議員	R2.8.20 ~R4.8.19	
5	みや もと なお き 宮 本 直 樹	市民公募	R2.8.20 ~R4.8.19	
6	み かみ みさお 三 上 操	市民公募	R2.8.20 ~R4.8.19	
7	おく むら ゆき お 奥 村 幸 男	市民公募	R2.8.20 ~R4.8.19	
8	やま もと てつ こ 山 本 哲 子	学識経験	R2.8.20 ~R4.8.19	弁護士
9	ふか だ のり お 深 田 則 夫	学識経験	R2.8.20 ~R4.8.19	元立川市議会 事務局長